

(一部改正部分の抜粋)

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物、**法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等である建築物及び法第八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。**）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。） その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等 （ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であつて、床及びびはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	地階を除く階数が二以上のものであつて、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）

その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

施行日等

1 本改正については、平成三十年四月一日から施行する。

2 本改正後の第三号の規定は、平成三十年四月一日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び同法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用し、同日前に同法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び同法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物については、なお従前の例による。